



「VOICE 農業の現場から」は、京都府福知山市三和町で農業を営む、農業生産法人(株)京都府天田郡みわ・ダツシュ村が、日本の食の安全と農業の発展を願い、農業の現場・農政の矛盾・国民への投げかけを、メディアの皆様へ発信するものです。食料自給率が低迷する中、農業改革は日本にとって必至です。メディアの皆様には様々な角度から農業を見ていただきたいとの思いから、情報提供をさせていただきます。

VOL.04 個別所得補償制度を即刻中止せよ

●専業農家と兼業農家を切り分けよ

今年度、民主党政権が目玉に挙げた、農家の戸別所得補償制度がスタートした。「農家は弱い」の前提に立ち、一例として、米を作る農家には10アールあたり1万5千円の補助金を出す制度だ。補助金額は農作物により異なるが、食料自給率引き上げを大義名分にこの制度には様々なネガティブな反応が起こっている。

中でも私が問題視するのは、日本にある約200万戸の稲作農家を一律で考えている点だ。

実は日本の稲作農家の約8割は兼業農家(主収入源が他にあり、第二・第三の収入源として農業をする農家)及び自家用農家(自分の家庭で消費する目的で農業をする農家)であり、専業農家は残りの2割しかないのだ。

農家がどの農業スタイルを選ぶかは自由だ。問題は農業政策とは、「日本の農業界を担う専業農家」のために行うべきであり、副業として農業を行う兼業農家や趣味の延長線上の自家消費農家に対して、予算取り所得の補償をすることが、農業の発展や食料自給率の向上に寄与する可能性は皆無であることだ。

稲作農家の戸別所得補償制度として2010年度予算で5600億円が計上されている。私が農場を営む京都府福知山市三和町の農家に直接話を聞いたところ、「戸別所得補償制度は意味がない」と言う声が多く聞こえた。兼業農家も専業農家も自家消費農家も、副業や趣味の延長戦上に農業をする農家に補助金を出しても、まっ

たく意味が無いことを十分に理解しているのだ。

理解していないのは、政治家と役人だけ。何度も何度も農家に足を運び、農家と共に現状把握・問題解決の議論をすれば、こんな簡単なことはすぐにわかる。このままでは戸別所得補償制度は、選挙対策のバラマキと言われても、仕方がない。

問題は、日本の農業を担う専業農家と、副業の兼業農家そして趣味の延長線の自家消費農家を、線引きがないことである。言うまでもなく、兼業農家と自家消費農家には補助金は必要ない。農地を集約し大規模化を図り効率的に農業を進めている専業農家に特化した制度に切り替えるべきである。

今すぐに、無用な戸別所得補償制度は中止し、専業農家と、兼業農家そして自家消費農家を線引きしたうえで専業農家を守り育てられる制度設計の必要がある。

●固定資産税・相続税もしかり

戸別所得補償制度だけではない。実は農家には様々な優遇措置がある。たとえば農地の固定資産税や相続税はかなりの優遇がある。専業農家の場合、収益を上げるために農地は「原材料」とも考えられる。その原材料にかかる税金を優遇することで農家の保護になることは理にかなっている。しかし、戸別所得補償制度と理論は同じだが、その同様な優遇を兼業農家と自家消費農家に対して行う理由もメリットも一切ない。

日本の健全な農業保護・振興のためには、農家を専業農家とその他の農家に切り分け、専業農家のみを対象とする制度に変えることが今すぐ必要である。

耕作放棄農地問題に取り組む、みわ・ダツシュ村

当社は、限界集落を有する過疎地の三和町に点在する耕作放棄農地を購入して開墾し、優良化した農地で完全無農薬有機で農業をしております。農業の現場にいる者として、現場だからこそ見える、農政の矛盾・農業従事者からの提案を発信し、日本の農業の振興につなげていきたいと考えております。

■お問合せ先 : 農業生産法人・株式会社京都府天田郡みわ・ダツシュ村 (略称・みわ・ダツシュ村)
: 代表取締役村長清水三雄 (しみずみつお)

■住所 (京都四条オフィス) : 〒600-8412 京都市下京区烏丸綾小路下がる西側 四条地下鉄ビル6F

■TEL : 075-954-6666 (代表取締役村長 清水三雄直通)

みわ・ダツシュ村

検索